北島町の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（R4年1月1日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	（参考）2年度の人件費率
3年度	23,447人	9,146,909千円	508,990千円	1,378,765千円	15.1%	11.0%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費				（参考）一人当たり給与費 B／A	（参考）類似団体平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B		
3年度	136人	455,270千円	70,943千円	182,031千円	708,244千円	5,207千円	5,730千円

（注）1　職員手当には退職手当を含まない。

2　職員数は、令和３年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

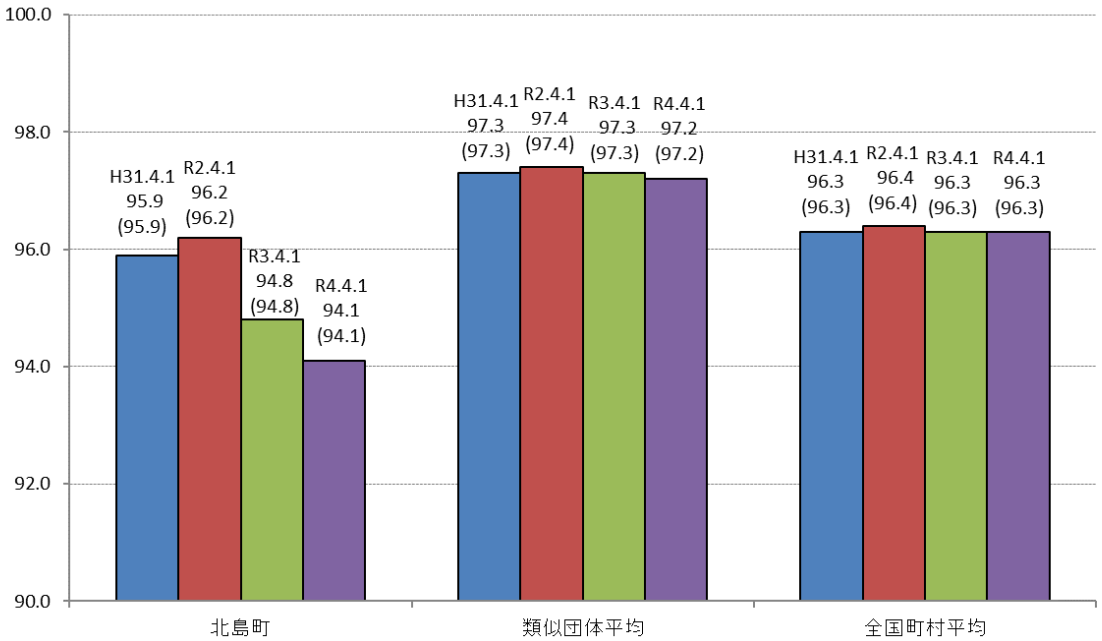

（注）1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較す

るため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

３　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※　令和４年４月１日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4)　給与改定の状況

①月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
3年度	－　円	－　円	－　円 (　　%)	－　%	－　%	－　%

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合　A	公務員の 支給月数　B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
3年度	－　月	－　月	－　月	－　月	－　月	－　月

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5)　給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

給料表の見直し

［(実施)　未実施］

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年４月１日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
激変緩和のため、３年間（平成30年３月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
技能労務職の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえ同様の見直しを実施。

(6)特記事項

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（R4 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
北島町	40.3歳	307,600円	357,076円	328,831円
徳島県	43.4歳	329,167円	435,428円	362,349円
国	42.7歳	323,711円	405,049円	-
類似団体	41.3歳	303,712円	368,373円	337,556円

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A／B
北島町	53.5　歳	18　人	366,900　円	402,505　円	376,650　円	－	－	－	－
うち清掃職員	52.9　歳	12　人	364,500　円	407,550　円	374,833　円	廃棄物処理業	47.0　歳	306,000　円	1.33
徳島県	56.8　歳	31　人	353,665　円	391,261　円	370,650　円	－	－	－	－
国	51.1　歳	2,114　人	286,570　円	328,416　円	-	－	－	－	－
類似団体	51.8　歳	7　人	296,760　円	327,900　円	315,452　円	－	－	－	－

区　分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C／D
北島町	－	－	－
うち清掃職員	6,704,800　円	4,266,500　円	1.57

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成31～令和3年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
北島町	31.5歳	235,800円	264,050円
徳島県	43.5歳	358,495円	398,836円
類似団体	39.9歳	289,147円	325,586円

（注）１　「平均給料月額」とは、令和４年４月１日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（R4 年 4 月 1 日現在）

区分		北島町	徳島県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	188,700 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	150,600 円	152,700 円	―
	中学卒	―	143,800 円	―
教育職	大学卒	182,200 円	210,800 円	―
	高校卒	150,600 円	166,100 円	―
福祉職	大学卒	182,200 円	―	―
	高校卒	150,600 円	―	―
介護・保健職	大学卒	182,200 円	―	―
	高校卒	150,600 円	―	―

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（R4 年 4 月 1 日現在）

区分		経験年数１０年	経験年数２０年	経験年数２５年	経験年数３０年
一般行政職	大学卒	260,860 円	339,557 円	371,360 円	397,513 円
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	378,633 円
技能労務職	高校卒	－ 円	－ 円	347,200 円	367,950 円
	中学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
教育職	大学卒	258,000 円	304,500 円	－ 円	－ 円
福祉職	大学卒	246,600 円	331,500 円	364,200 円	－ 円
介護･保健職	大学卒	266,500 円	－ 円	360,100 円	－ 円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（R4 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	参事、教育次長、課長の職務	12人	17.1%	319,200円	410,200円
5 級	主幹、課長補佐、教頭、主幹教諭の職務	17人	24.3%	289,700円	393,000円
4 級	主査、主任の職務	11人	15.7%	264,200円	381,000円
3 級	係長、副主任の職務	14人	20.0%	231,500円	350,000円
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	7人	10.0%	195,500円	304,200円
1 級	定型的な業務を行う職務	9人	12.9%	146,100円	247,600円

（注）１　北島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

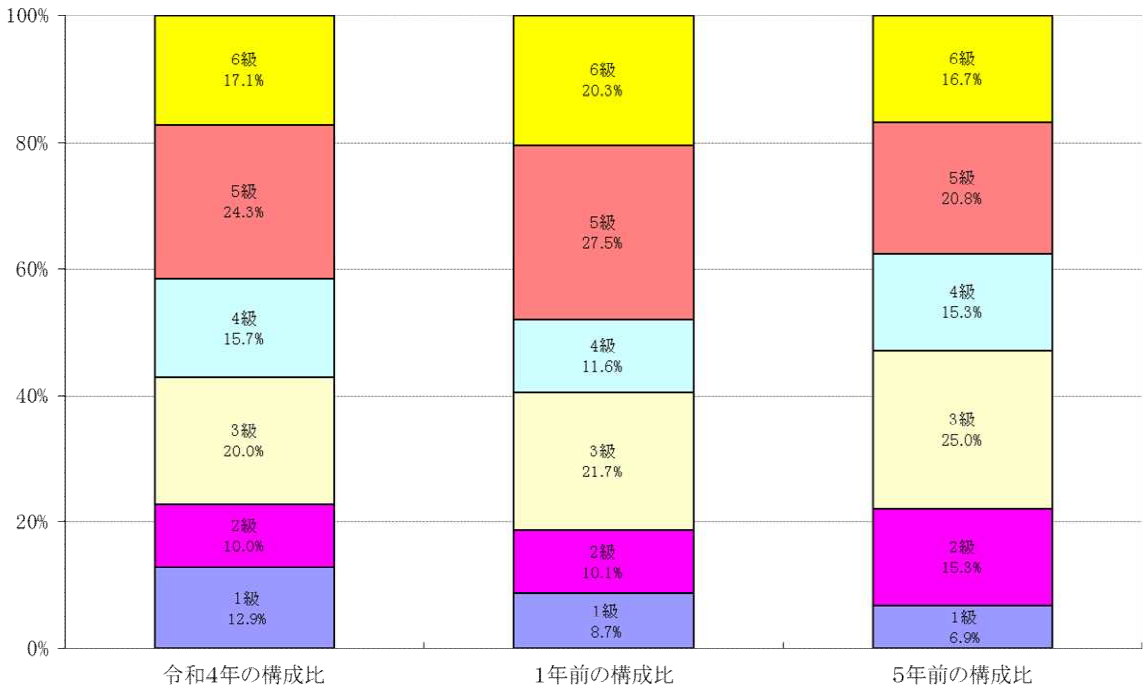

（注）　平成 18 年に 8 級制から 6 級制に変更している。（旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和４年４月１日現在）

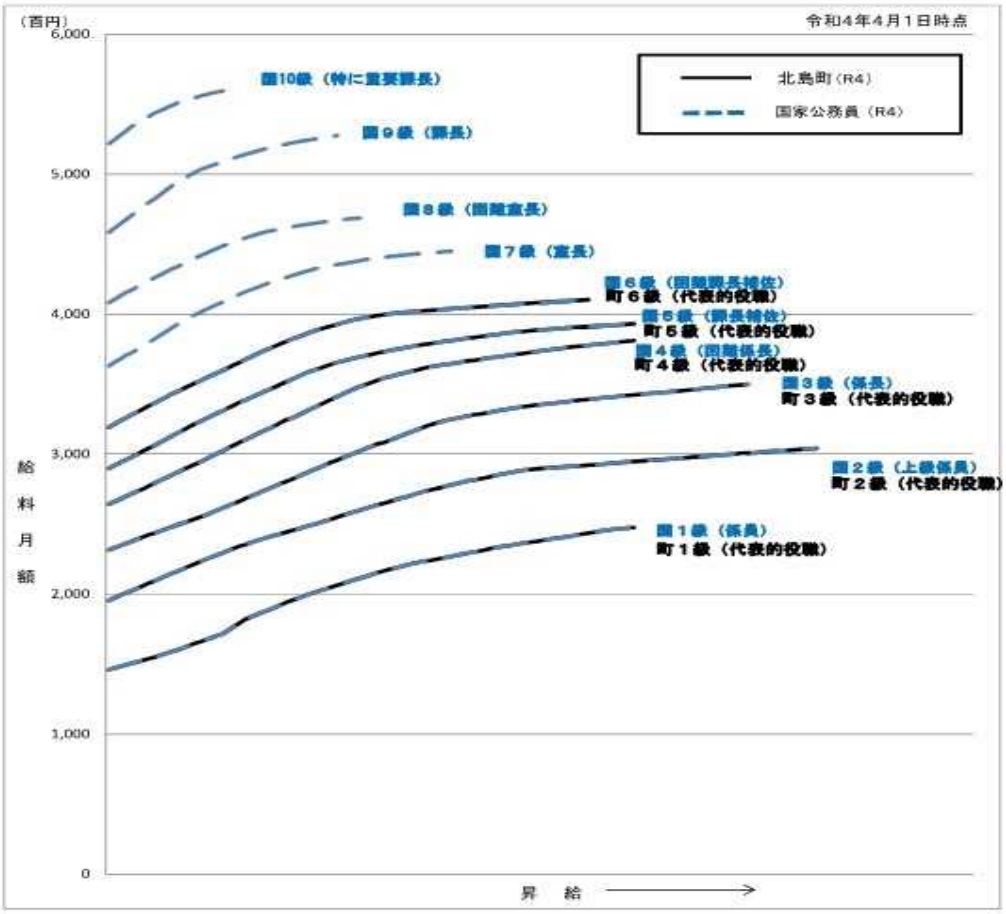

(3) 昇給への人事評価の活用状況（北島町）

令和４年４月２日から 令和５年４月１日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ．　人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ．　人事評価を活用していない				
活用予定時期				

４　職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

（注）　（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

北　島　町	徳　島　県	国
１人当たり平均支給額(3年度) 1,492　千円	１人当たり平均支給額(3年度) 1,686　千円	－
(3年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.55月分　1.90月分 (　1.45)月分　(　0.90)月分	(3年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.55月分　1.90月分 (　1.45)月分　(　0.90)月分	(3年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.55月分　1.90月分 (　1.45)月分　(　0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15％	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20％ 管理職加算23～25％	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20％ 管理職加算10～25％

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（北島町）

令和４年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ．　人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ．　人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（R4年4月1日現在）

北　島　町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置2～45%加算			定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)		
(退職時特別昇給　なし　)					
1人当たり平均支給額　20,678千円					

（注）　退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（R4年4月1日現在）

当町該当なし

(4) 特殊勤務手当（R4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）			1,134千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）			113,400円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）			6.8%	
手当の種類（手当数）			4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（2年度決算）	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務職	町税等の賦課徴収	120,000円	月額5,000円
衛生業務手当	清掃・クリーンセンター職員	塵芥収集、土木施設清掃、し尿処理作業	0円	月額14,000円
戸籍事務待機手当	住民課職員	休日の戸籍事務待機及び処理	504,000円	日額4,200円
し尿処理業務待機手当	クリーンセンター職員	休日のし尿処理事務待機及び処理	512,400円	日額4,200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(3年度決算)	38,975千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	336千円
支給実績(2年度決算)	32,287千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	291千円

（注）　職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（R4 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）
扶養手当	・子以外の扶養親族1人につき 6,500円 ・子1人につき 10,000円 （特定扶養親族1人につき5,000円加算）	同		9,331千円	202,848円
住居手当	借家28,000円を限度に支給	異	家賃額の下限	8,061千円	260,032円
通勤手当	通勤距離が2km以上 ・自家用車等利用 2,000～24,400円 ・交通機関等利用 45,000円以下は運賃相当額	異	国は交通機関等利用55,000円以下は運賃相当額	3,644千円	62,828円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に定額支給	異	職務及び金額	9,648千円	536,000円

5　特別職の報酬等の状況（R4 年 4 月 1 日現在）

区分		給料月額等	（参考）類似団体における最高／最低額
給料	市区町村長	770,000円 （　－　円）	920,000円／ 580,800円
	副市町村長	616,000円 （　－　円）	760,000円／ 522,000円
報酬	議長	330,900円 （　－　円）	499,000円／ 252,000円
	副議長	275,800円 （　－　円）	430,000円／ 202,000円
	議員	220,600円 （　－　円）	400,000円／ 174,000円
期末手当	市区町村長 副市町村長	（3年度支給割合） 3.35　月分	
	議長 副議長 議員	（3年度支給割合） 3.35　月分	
退職手当	市区町村長 副市町村長	（算定方式）　（1期の手当額）　（支給時期） 770,000円×在職月数×0.435　1,608万円　任期満了時 616,000円×在職月数×0.2575　761万円　任期満了時	
	備考	「徳島県市町村総合事務組合の条例」に準じて支給	

（注）1　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
　　2　退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

部門	区分		職員数 令和2年	職員数 令和3年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2		
		総務	21	21		
		税務	11	12	1	体制再編
		農林水産	3	3		
		土木	6	6		
		民生	28	28		
		衛生	24	26	2	体制再編
		計	95	98	3	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　41.80　人 （類似団体の人口1万人当たりの職員数　52.42　人）
	教育部門		34	38	4	体制再編
	小計		129	136	7	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　58.00 人 （類似団体の人口1万人当たりの職員数　66.17 人）
公営企業等会計部門	水道事業		7	7		
	下水道		4	4		
	その他		7	7		
	小計		18	18		
合計			147 [163]	154 [163]	7 [　　]	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　65.68 人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（R4 年 4 月 1 日現在）

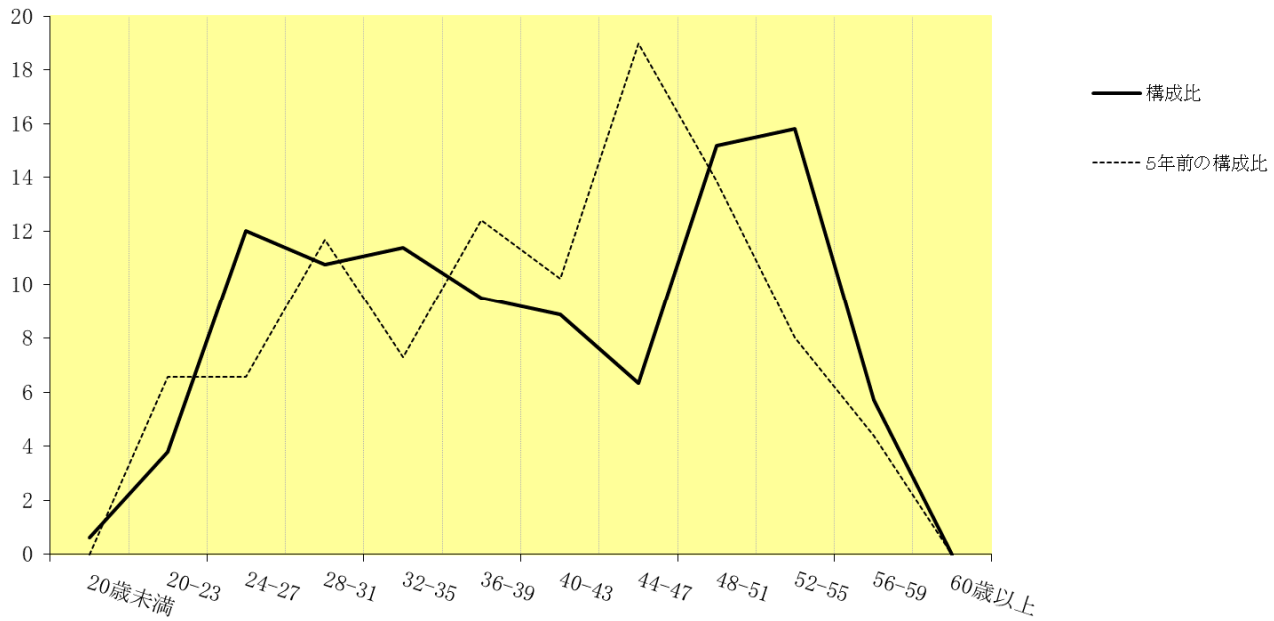

(2) 年齢別職員構成の状況（R4年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	6人	19人	17人	18人	15人	14人	10人	24人	25人	9人	0人	158人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別＼年度	29年	30年	31年	R2年	R3年	R4年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	88	90	92	95	98	107	19 (21.6%)
教育	31	31	33	34	38	33	2 (6.5%)
普通会計計	119	121	125	129	136	140	21 (17.6%)
公営企業等会計計	18	18	18	18	18	18	0 (0%)
総合計	137	139	143	147	154	158	21 (15.3%)

（注）1　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2　合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7　公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 2年度の総費用に占める職員給与費比率
3年度	336,782千円	81,890千円	41,580千円	12.3%	12.9 %

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費　B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
3年度	7人	27,535千円	3,104千円	10,941千円	41,580千円	5,940千円

(参考)公営企業平均 一人当たり給与費
6,029千円

(注) 1　職員手当には退職給与金を含まない。
　　 2　職員数は、令和4年3月31日現在の人数である。

イ　特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（R4年4月1日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
北　島　町	44.1 歳	327,057 円	509,218 円
団体平均	45.5 歳	335,492 円	501,390 円

(注)　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

北　島　町	北島町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（3年度） 1,563　千円	1人当たり平均支給額（3年度） 1,492　千円
(3年度支給割合) 期末手当　2.55 月分　(1.45)月分 勤勉手当　1.90 月分　(0.90)月分	(3年度支給割合) 期末手当　2.55 月分　(1.45)月分 勤勉手当　1.90 月分　(0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%

(注)　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（R4年4月1日現在）

北　島　町			北島町（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置2～45％加算			定年前早期退職特例措置2～45％加算		
（退職時特別昇給　なし）			（退職時特別昇給　なし）		
1人当たり平均支給額　20,678千円					

ウ　地域手当（R4年4月1日現在）

当町該当なし

エ　特殊勤務手当（R4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）			500千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）			100,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）			71％	
手当の種類（手当数）			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（3年度決算）	左記職員に対する支給単価
水道業務待機手当	現場従事職員	水道業務待機及び処理	500千円	日額4,200円

オ　時間外勤務手当

支給実績(3年度決算)	1,585	千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	226	千円
支給実績(2年度決算)	2,186	千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	312	千円

（注）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ　その他の手当（R4年4月1日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）
扶養手当	・子以外の扶養親族1人につき 6,500円 ・子1人につき 10,000円 （特定扶養親族1人につき5,000円加算）	同		880千円	293,333円
住居手当	借家28,000円を限度に支給	異	家賃額の下限	491千円	245.500円
通勤手当	通勤距離が2km以上 ・自家用車等利用2,000～24,400円 ・交通機関等利用45,000円以下は運賃相当額	同		24千円	24,000円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に定額支給	同		504千円	504,000円

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和4年4月1日現在）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	定型的な業務を行う職務	25	15.8	主事	11	49	31.0	主事級
				保育士	4			
				教諭	9			
				管理栄養士	1			
				計	25			
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	24	15.2	主事	10			
				保育士	2			
				教諭	5			
				保健師	4			
				管理栄養士	1			
				社会福祉士	1			
				公認心理師	1			
				計	24			
3級	係長の職務 副主任の職務	29	18.4	係長	26	29	18.4	係長級
				副主任（教諭）	3			
				計	29			
4級	主任の職務	36	22.8	主査	18	36	22.8	主査級
				主任（技能職）	18			
				計	36			
5級	主幹の職務	29	18.4	課長補佐	15	29	18.4	課長補佐級
	室長の職務			所長	4			
	課長補佐の職務			所長補佐	2			
	室長補佐の職務			館長補佐	2			
	所長補佐の職務			局長	1			
	局長補佐の職務			局長補佐	2			
	館長補佐の職務			教頭	2			
	出先機関の長の職務			書記	1			
	委員会等の事務局の長の職務							
	教頭の職務							
	主幹教諭の職務							
				計	29			
6級	参事の職務	15	9.5	課長	11	15	9.5	課長級
	教育次長の職務			会計管理者	1			
	課長の職務			(兼室長	1)			
	出納室長の職務			所長	1			
	困難な業務を行う出先機関の長の職務			局長	1			
	困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務			館長	1			
	課長の職務			計	15			
	合計	158	100					